

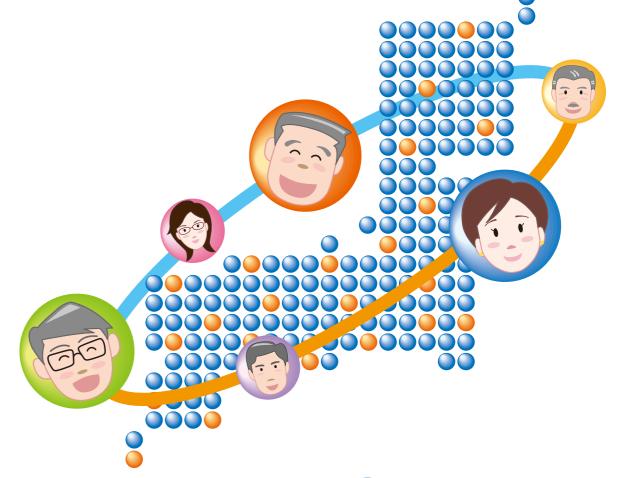
お問い合わせ先

株式会社 全銀電子債権ネットワーク

制作協力 一般社団法人全国銀行協会 TEL: 03-5252-3595

HP: http://www.densai.net/

でんさいネットの仕組みと実務





株式会社 全銀電子債権ネットワーク 制作協力 一般社団法人全国銀行協会



はじめに

手形・振込に代わる新たな決済手段として、「でんさいネット(株式会社 全銀電子債権ネットワーク)」の電子記録債権「でんさい」の取扱いがスタートします。

電子記録債権制度は、2008年12月、中小企業など事業者の資金調達の円滑化を図るため に創設された制度であり、これまで手形の事務手続や印紙税、保管・搬送等に悩まされてき た事業者や、支払手段を一本化して資金を効率化させたい、あるいは売掛債権を有効に活 用したい事業者にとっては、これらを解決する新たな決済手段として大変期待されています。

2010年度の企業が保有する受取手形の残高が約24兆円、同売掛金が約8倍の約182兆円であることからも、電子記録債権の将来的な可能性は非常に大きいものがあります。

一般社団法人全国銀行協会(以下「全銀協」といいます。)は、これまで手形交換制度や 内国為替制度(振込システム)など重要な決済インフラを企画・運営してきた実績があり、この 電子記録債権制度についても、同様に重要な決済インフラになると考え、電子記録債権の 登記所のような存在である電子債権記録機関「でんさいネット」を設立しました。

「でんさいネット」では、「銀行の信頼・安心のネットワークを基盤として、電子記録債権を記録・流通させる新たな社会インフラを全国的規模で提供し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化を図ることにより、わが国経済の活性化に貢献すること」を企業理念に掲げています。

「でんさいネット」の「でんさい」を取り扱う金融機関は、全銀協の正会員銀行に加え、全国の信用金庫、信用組合、農漁協系統金融機関、商工中金など、中小企業金融の担い手である全国約1,300の金融機関となる見込みであり、事業者の皆さまは、お近くの参加金融機関で「でんさい」を利用することができます。

このパンフレットでは、近い将来、事業者の決済手段の主流となる「でんさい」の仕組みや 基本的な利用方法などについて、できるだけわかりやすく解説しています。事業者の皆さまに とって、このパンフレットが少しでも理解促進のためのお役に立てれば幸いです。

2012年9月 株式会社 全銀電子債権ネットワーク

目 次

I.電子記録債権制度について

Ⅱ. でんさいネットについて

はじめに・・・・・・1P

-5① 手形はなくなるのですか?・・・・・・6P -5② 手形はなくなるのですか?・・・・・・6P

電子記録債権とは?・・・・・・・・4P電子記録債権制度創設の背景・・・・・・4P電子債権記録機関の役割・・・・・5P取引の安全性・・・・・5P

企業理念・・・・・・・7P でんさいネットの特長・・・・・・7P

でんさいネットの取引イメージ・・・・・8P支払企業(債務者)のメリット・・・・9P納入企業(債権者)のメリット・・・・9P手形代替以外の活用方法・・・・10P

-3 でんさいネットの制度設計(手形との比較)·····8P

皿.でんさ	さいネットの利用方法	
- 1	利用可能金融機関······]1P	
-2	利用するための要件・・・・・・・・・・・11P	
-3	利用申込·····12P	
-4	利用方法······12P	
- 5	利用者-金融機関間のファイル標準化・・・・・・・13P	
- 6	利用料13P	
- 7	営業日·営業時間·····]4P	
Ⅳ.「でん	しさい」の活用	
-11)「でんさい」の発生 (債務者請求方式)・・・・・・・15P	
-12)「でんさい」の発生(債権者請求方式)・・・・・・・15P	
- 2	「発生記録」の記録事項・・・・・・・・・・16P	
- 3	記録の制限・・・・・・・16P	
- 4	予約請求機能······17P	
- 5	一括請求機能······17P	
- 6	指定許可機能······18P	
- 7	発生した「でんさい」の取消方法・・・・・・・18P	

-8	「でんさい」の譲渡・・・・・・・19P
- 9	「譲渡記録」の記録事項・・・・・・・・・・・19P
-10	「でんさい」の分割譲渡・・・・・・20P
-11	「分割記録」の記録事項・・・・・・・・・・・・20P
-12	譲渡・分割・保証の回数制限・・・・・・・・・・・・21P
-13	「でんさい」の保証(譲渡を伴わないケース)・・・・・・・・・・・21P
- 14	「保証記録」の記録事項・・・・・・・・・・・・22P
- 15	「特別求償権」・・・・・・22P
-160	〕記録事項の変更(利用者属性情報の変更)······23P
-16@	②記録事項の変更(支払期日・債権金額等の変更)
	A:利害関係者が債務者と債権者しかいない状態・・・・・・・23P
-163	③ 記録事項の変更(支払期日・債権金額等の変更)
	B:利害関係者が3名以上いる状態・・・・・・・・・・・24P
- 17	「変更記録」の記録事項・・・・・・・・・・・24P
- 18	「でんさい」の支払い・・・・・・25P
-19	決済口座の種別・・・・・・・25P
-20	決済資金はいつから利用できるのですか?・・・・・・・26P
-21	「支払等記録」の記録事項・・・・・・・・・・・・26P
-22	支払期日に資金不足となった場合・・・・・・・・・27P
-23(〕分割した「でんさい」のうち、
	一部の「でんさい」のみが資金不足となった場合・・・・・・・・27P
-23@	② 分割した「でんさい」のうち、
	一部の「でんさい」のみが資金不足となった場合・・・・・・・・28P
-24	「でんさい」の記録事項の確認・・・・・・・・・・・28P
-25	開示範囲
	(大事な取引内容を第三者に知られてしまう心配はないのですか?)・・・29P
-26	「でんさい」は安心して受け取ることができるのですか?・・・・・・29P
-27	「でんさい」に差押えがあった場合、どうなるのですか?・・・・・・30P
-28	相続発生時の対応(個人事業主)・・・・・・・・・・・30P
-29	合併・会社分割時の対応(法人)・・・・・・・・・・31P
-30	災害・障害発生時の対応・・・・・・・・31P
-31	利用開始後に利用者要件を満たさなくなった場合・・・・・・・32P
-32	「でんさい」の割引・・・・・・・32P
-33	「でんさい」の担保利用・・・・・・・・・・・・・・・・33P
-34	他の記録機関との関係・・・・・・・33P
44 - > / 10	
巻末資料	
	\ネットの仕組みと実務」の留意事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 34P
支払期日	前後の記録の制限・・・・・・・36P

Ⅳ.「でんさい」の活用

Ⅰ-1 電子記録債権とは?

電子記録債権は、手形・指名債権(売掛債権等)の問題点を克服した新たな金銭債権です(手 形・指名債権を電子化したものではありません)。電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記 録機関の記録原簿に電子記録することが、その効力発生の要件です。



電子記録債権=手形・売掛債権を電子化したもの

手形の電子化じゃ ないんだ…



電子記録債権=手形・売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権

手 形

- ○作成・交付・保管コスト
- ○紛失・盗難リスク
- ○分割不可

電子記録債権

- ○電子データ送受信等による発生・譲渡
- ○記録機関の記録原簿で管理
- ○分割可

売掛債権

- ○譲渡対象債権の不存在・二重譲渡リスク
- ○譲渡を債務者に対抗するために、債務者 への通知等が必要
- ○人的抗弁を対抗されるリスク

電子記録債権

- ○電子記録により債権の存在・帰属を可視化
- ○債権の存在・帰属は明確であり、通知等 は不要
- ○原則として人的抗弁は切断



I-2 電子記録債権制度創設の背景

電子記録債権制度は、事業者(特に中小企業)の資金調達の円滑化等を 図るために創設されました。





中小企業の資金調達の円滑化

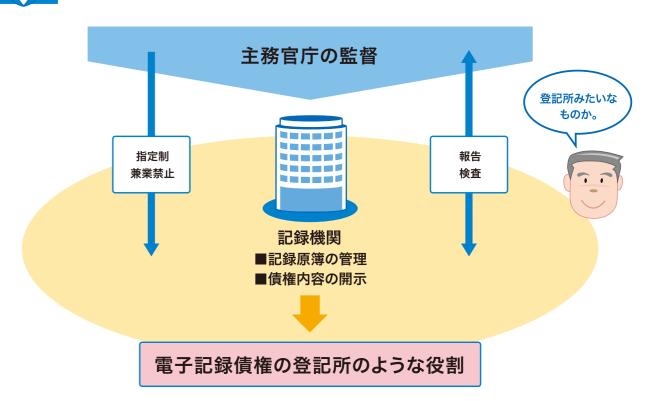


期待できそう!

年 月	経 緯
2003年7月	■IT戦略本部決定「e-Japan 戦略II」
2005年12月~	■法務省・経産省・金融庁「電子債権に関する基本的な考え方」 ■法制審議会、金融審議会等での検討
2007年6月	■電子記録債権法の成立
2008年12月	■電子記録債権法の施行

I-3 電子債権記録機関の役割

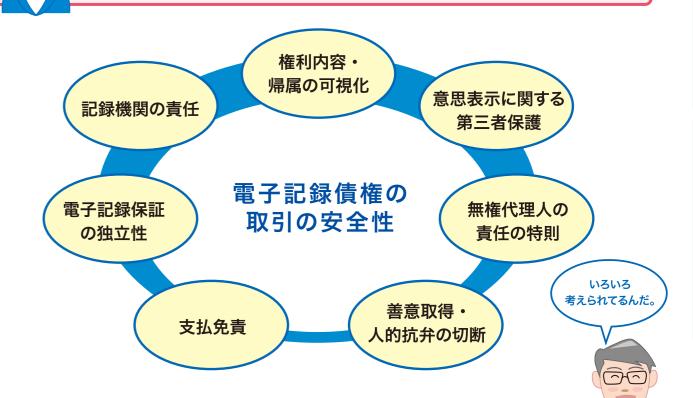
電子債権記録機関は、記録原簿を備え、利用者の請求にもとづき電子記録や債権内容の開 示を行うこと等を主業務とする、電子記録債権の「登記所」のような存在です。 主務大臣の指定を受けた専業の株式会社です。





I-4 取引の安全性

取引の安全を確保するため、権利内容・帰属の可視化、善意取得・人的抗弁の切断 等が手当てされています。

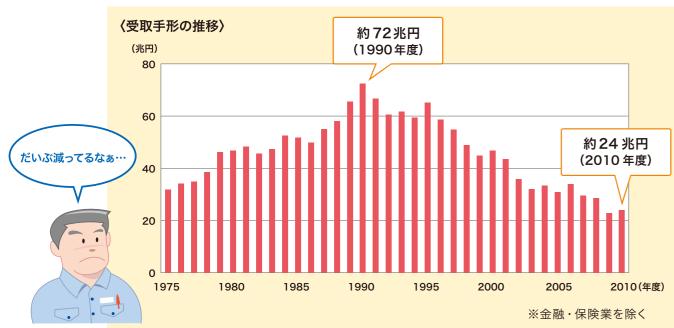


Ⅲでんさいネットについて

I-5① 手形はなくなるのですか?

電子記録債権制度の導入によって手形が廃止されるわけではありませんが、 決済手段としての手形の活用は、1990年度をピークに年々減少しています。

出典:財務総合政策研究所 法人企業統計調査

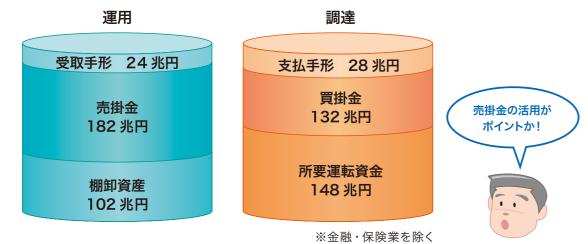


I-5② 手形はなくなるのですか?

売掛金(売掛債権)は、手形の約8倍の金額規模があります。 今後は、流通性の乏しい売掛債権をいかに電子記録債権へ切り替えていくかが 普及のポイントとなります。

出典:財務総合政策研究所 法人企業統計調査

[全産業合計の運用・調達(2010年度)]



■受取手形は徐々に減少。売掛金を活用したファイナンスがポイントに。

Ⅱ-1 企業理念

全銀協の100%出資会社であるでんさいネットは、新たな社会インフラの構築と中小企業金融の円滑化を企業理念に掲げています。

株式会社 全銀電子債権ネットワーク



でんさいネット

銀行がつくる 社会インフラなんだ。 信頼できそう!

企業理念

銀行の信頼・安心のネットワークを基盤として、電子記録 債権を記録・流通させる新たな社会インフラを全国的規模で 提供し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化 を図ることにより、わが国経済の活性化に貢献します。

Ⅱ-2 でんさいネットの特長

でんさいネットの特長は、

①手形的利用、②全銀行参加型、③間接アクセス方式の3点です。



手形的利用

- ●中小企業の資金調達の円滑化 に資する最も汎用的な利用方法 として、現行の手形と同様の利用 方法を採用。
- ●手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備。



2 全銀行参加型

- ●銀行の信頼・安心のネットワーク のもとで、社会インフラとして構築 される必要性を強く認識し、全 銀行参加型を採用。
- ●既存の銀行間の決済システムを 利用し、確実に資金回収できる 仕組みの提供が可能。



これなら 安心!

3間接アクセス方式

- ●金融機関を経由してでんさい ネットにアクセスする方式により、 現在利用している窓口金融機関 をそのまま利用できるため、安心 してサービスを受けることが可能。
- ●金融機関の創意工夫によって、 それぞれの利用者ニーズにあっ たサービスを提供できる仕組み。

6

Ⅲでんさいネットについて

Ⅱ-3 でんさいネットの制度設計(手形との比較)

でんさいネットでは、簡潔な記録(記載)事項、債務者の単独手続による発生(振出)、譲渡人の信用補完(担保裏書)、支払不能処分制度(取引停止処分制度)を採用しており、手形と同様の制度設計となっています。

ほとんど手形と同じだね。

手 形

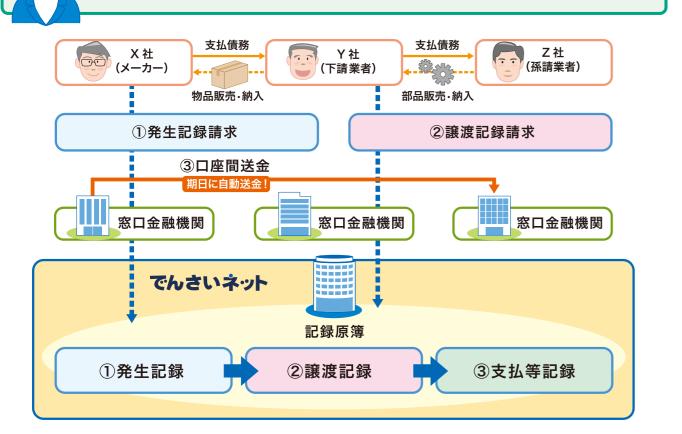


でんさいネットの電子記録債権「でんさい」

■必要的記載事項 金額、受取人名、振出人の署名等、 必要最低限の記載事項。	■記録事項 記録できる事項を基本的なものに限定し、 定型化。
■債務者の単独行為による振出 手形券面の作成等は、債務者が単独で実施。	■債務者の単独行為による発生 債務者単独の手続による発生が基本。
■裏書の担保的機能 裏書人は、原則として遡求義務を負う。	■譲渡人の信用補完 譲渡時には、原則として譲渡人の保証が セットされる仕組み。
■取引停止処分制度 6か月に2回の不渡で銀行取引停止処分。	■支払不能処分制度 手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備。

Ⅱ-4 でんさいネットの取引イメージ

「でんさい」の発生・譲渡・開示等は、窓口金融機関を通じて行います。





Ⅱ-5 支払企業(債務者)のメリット

支払事務の軽減、搬送コスト削減等が期待できます。また、印紙税は課税されません。

支払企業の悩み -

→「でんさい」の活用で解決!!



手形の発行は 事務手続が面倒。 搬送代の負担も大きい。



「でんさい」を使えば、手形の発行、 振込の準備など、支払いに関する 面倒な事務負担が軽減されます。 手形の搬送コストも削減されます。



手形の印紙税負担が大きい。



手形と異なり、印紙税は課税されません。



手形、振込、一括決済 など、複数の支払手段 があり、非効率。



手形、振込、一括決済など、 複数の支払手段を一本化することも 可能となり、効率化が図れます。



Ⅱ-6 納入企業(債権者)のメリット

紛失・盗難のリスクがありません。 また、必要な金額だけ分割できる、取立手続が不要などのメリットがあります。

納入企業の悩み -

▶「でんさい」の活用で解決!!



手形の場合、 紛失や盗難が心配。 保管も面倒。



ペーパーレス化により、紛失や盗難の 心配はなくなります。厳重に保管、管理 する必要がなくなりますので、無駄な 管理コストを削減することができます。



手形の場合、必要な 分だけ譲渡や割引が できれば便利。



必要な分だけ分割して譲渡や割引を することができます。 手形にはない、「でんさい」特有の 大きなメリットです。



手形の場合、 取立手続が面倒。



支払期日になるとお取引のある金融機関 の口座に自動的に入金されますので、 面倒な取立手続は不要です。



振込の場合、 入金日までの 資金繰りが大変。



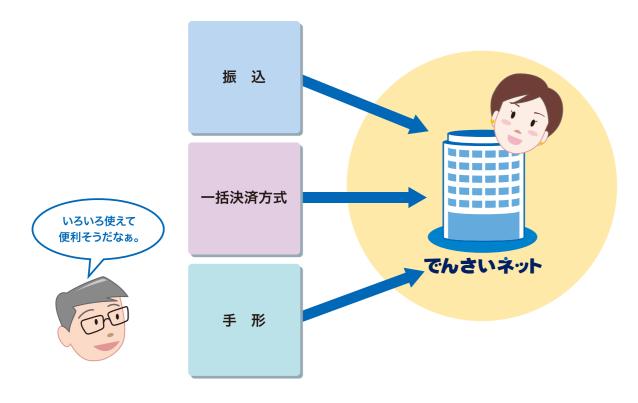
「でんさい」は流通性の高い債権です。 「でんさい」であれば、これまで資金繰り

「でんさい」であれば、これまで資金繰りのために利用できなかった債権も、 譲渡や割引などが可能になり、 無駄なく有効に活用することができます。

田でんさいネットにつ

Ⅱ-7 手形代替以外の活用方法

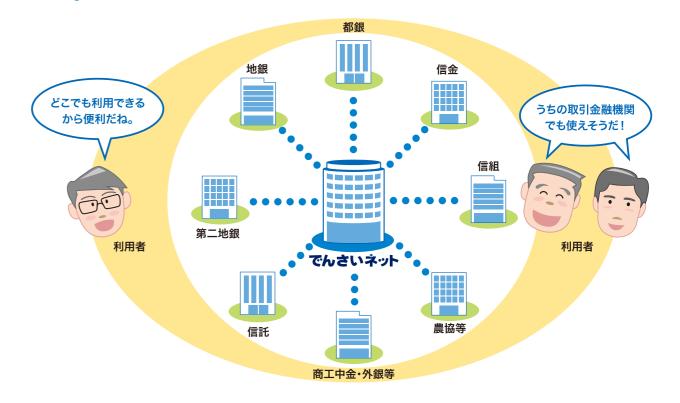
振込や一括決済方式に活用できます。決済手段を「でんさい」へ切り替えることにより、 債権者は支払期日前に簡易に譲渡や割引を行うことができます。





Ⅲ-1 利用可能金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、農漁協系統金融機関、商工中金など、でんさいネットに参加している全国の金融機関で利用できます。





Ⅲ-2 利用するための要件

法人、個人事業主、国・地方公共団体が対象です。

利用にあたっては、属性要件、経済的要件、利用資格要件を満たす必要があります。



利用資格要件

- ○でんさいネットによる「債務者利用停止措置」中でないこと(債務者として利用する場合)
- ○破産、廃業等していないこと

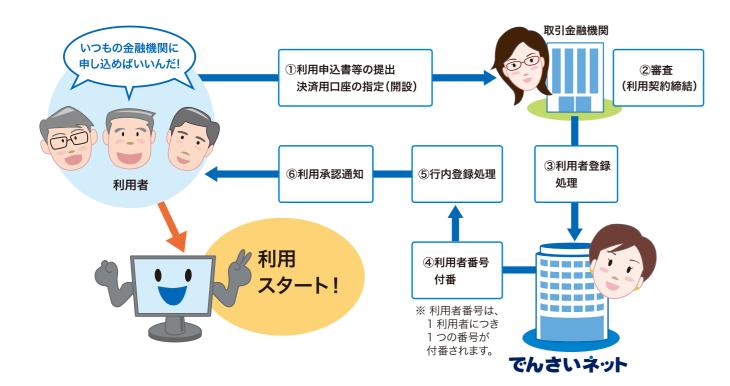
10

Ⅲでんさいネットの利用方法

Ⅲ-3 利用申込

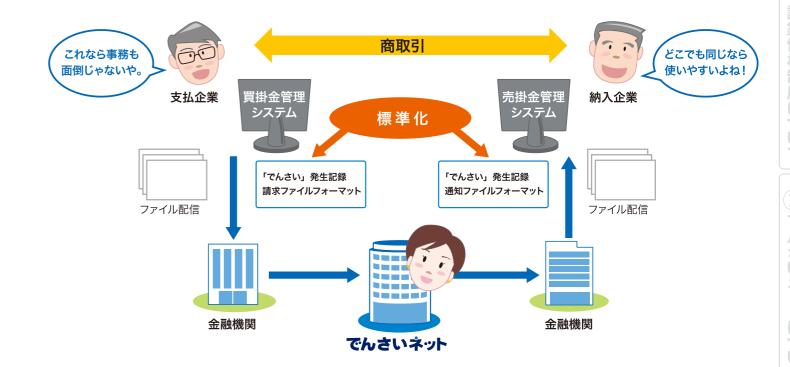
でんさいネットを利用するには、取引金融機関に利用申込書※を提出する必要があります。

- 一定の審査、利用契約締結等を経て、利用することが可能です。
- ※その他に、現在事項全部証明書、印鑑証明書等の提出が必要な場合があります。



Ⅲ-5 利用者-金融機関間のファイル標準化

複数金融機関と取引する場合の事務処理の省力化を図るため、インターネットバンキング等利用時のフォーマット標準化を図っています。

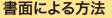


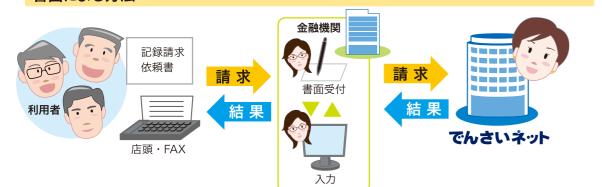
Ⅲ-4 利用方法

間接アクセス方式を採用しているでんさいネットでは、利用者は金融機関を経由してでんさいネットにアクセスしていただきます。利用方法は金融機関によって異なりますが、インターネットバンキング等を活用する方法をはじめ、FAXなど書面による方法が想定されます。



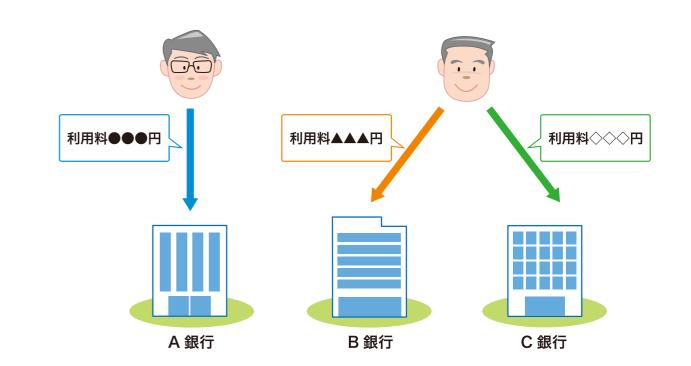
※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング





Ⅲ-6 利用料

利用料は、ご利用内容に応じて、ご利用される金融機関ごとに設定されます。



Ⅲ-7 営業日·営業時間

営業日時は、平日(金融機関営業日)の9時~15時です。 それ以外は、窓口金融機関ごとに、でんさいネットシステムのオンラインサービス提供時間 (7時~24時)の範囲内で設定されます。



そろそろでんさいネットの 営業開始時間だ。

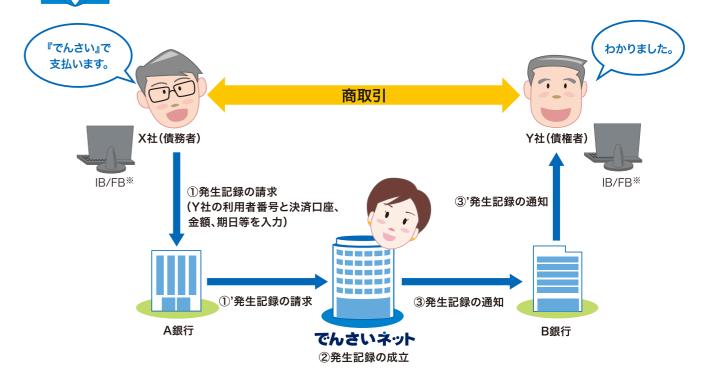
	平日 (金融機関営業日)	土日/祝日 (金融機関非営業日)
7:00 9:00	(当日・予約共に可)	
9 : 00 15 : 00	コアタイム (当日・予約共に可) どの窓口金融機関でも利用可能	(当日・予約共に可)
15:00 24:00	(予約のみ可)	(予約のみ可)

*システムメンテナンス日を毎月1回設定。 ※予約請求機能については、Ⅳ-4参照。



Ⅳ-1① 「でんさい」の発生(債務者請求方式)

「でんさい」は、債務者の発生記録請求を受け、 でんさいネットが発生記録を行うことにより発生します。

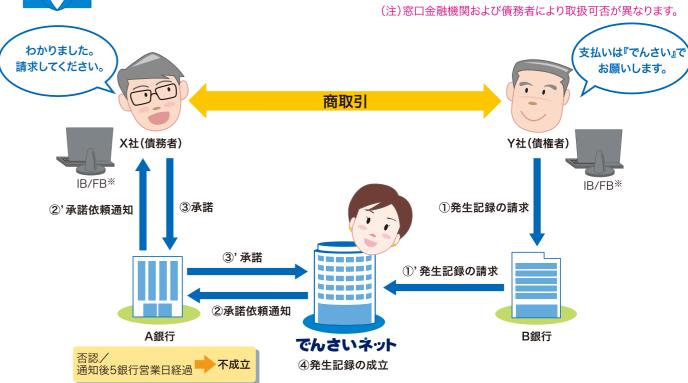


※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング



Ⅳ-1② 「でんさい」の発生(債権者請求方式)

「債権者請求方式」とは、債権者が発生記録請求を行い、 5銀行営業日以内に債務者の承諾を得る方式です。 (でんさいネットからA銀行へ承諾依頼通知を発した日を起算日とし、5銀行営業日以内となります)



※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング

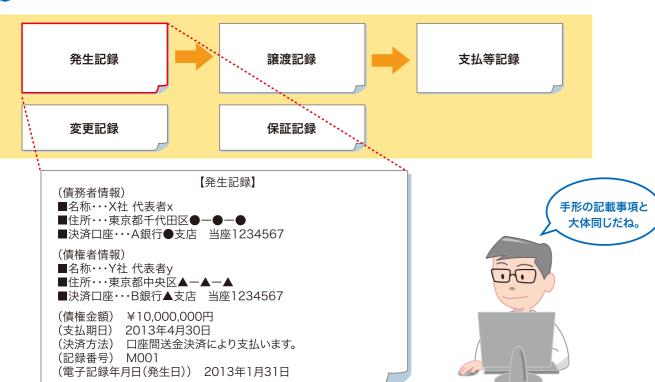
14

「でんさい」の活用

16

IV-2 「発生記録」の記録事項

債務者情報、債権者情報、債権金額、支払期日、決済方法、記録番号等が記録されます。





Ⅳ-3 記録の制限

利用者にとってわかりやすい内容とするため、記録できる事項を限定し、 定型化を図っています。

また、債権金額と支払期日には一定の範囲制限があるほか、支払期日の前後一定期間 には、記録の制限があります。



でんさいネットで取扱いできない記録

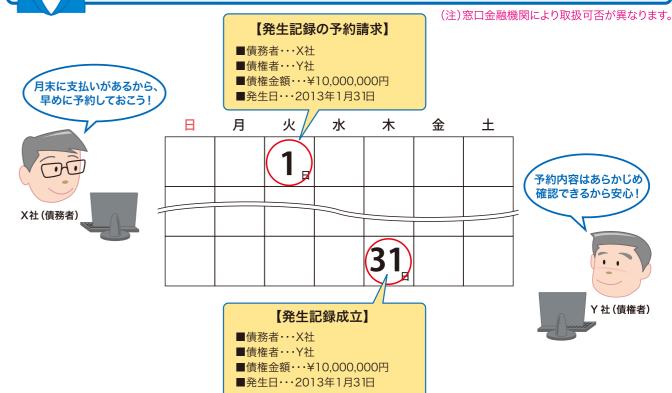
- ■質権設定の記録
- ■譲渡を伴わない分割記録
- ■譲渡を禁止する旨の記録(譲渡禁止特約の取扱い不可)
- ■譲渡先の範囲を特定の利用者に限定する旨の記録(ただし、譲渡先を参加金融機関に限定する旨の記録は可)
- ■債権金額を1万円未満とする発生記録、分割記録
- ■債権金額を100億円以上とする発生記録
- ■債権金額を日本円以外の通貨とする記録
- ■支払方法を分割払いとする記録
- ■支払期日を発生日から起算して7銀行営業日目までとする記録
- ■支払期日を発生日の1年後の応当日の翌日以降とする記録
- ■支払期日の前後一定期間に行う記録(巻末資料「支払期日前後の記録の制限」参照)
- ■債権者、債務者を複数とする記録(連帯債権、連帯債務の取扱い不可)
- ■利息、遅延損害金、違約金の定めに関する記録
- ■期限の利益喪失に関する記録
- ■その他(相殺または代物弁済の定めに関する記録、弁済の充当指定の定めに関する記録など)



Ⅳ-4 予約請求機能

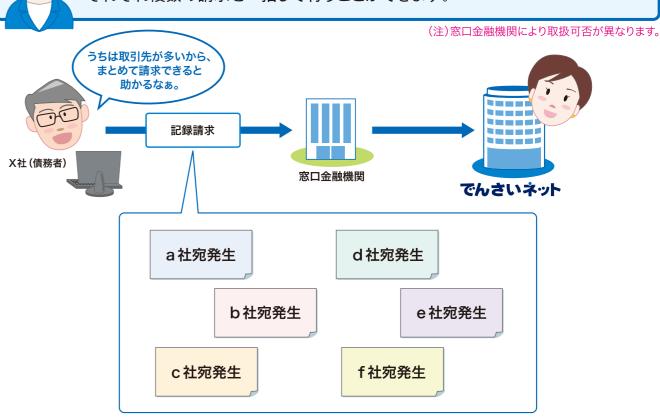
事務の平準化を図るため、

1か月先までの日付を指定した予約請求(発生・譲渡・分割譲渡)が可能です。



Ⅳ-5 一括請求機能

発生記録請求、譲渡記録請求、分割記録請求は、 それぞれ複数の請求を一括して行うことができます。

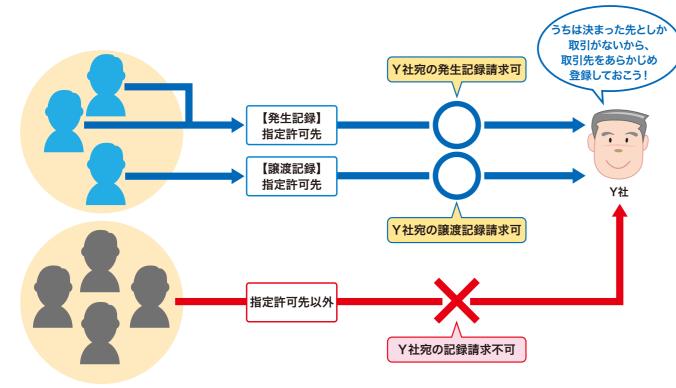




Ⅳ-6 指定許可機能

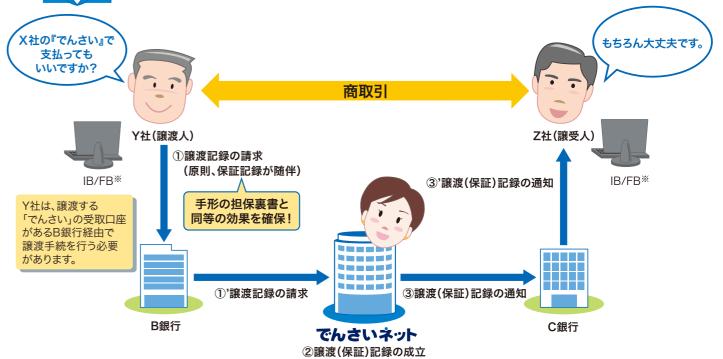
記録請求の通知を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。 この機能により、取引先以外からの誤請求を防止することができます。

(注)窓口金融機関により取扱可否が異なります。利用にあたっては、事前に「指定許可先」を登録しておく必要があります。



Ⅳ-8 「でんさい」の譲渡

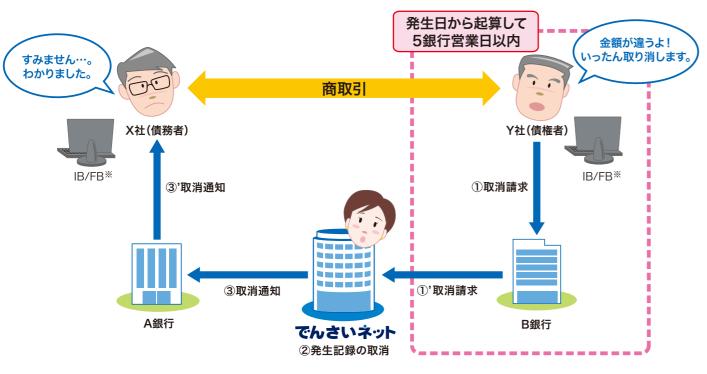
「でんさい」は、譲渡人の譲渡記録請求を受け、でんさいネットが譲渡記録を行うことにより譲渡されます。譲受人は、譲渡日から起算して5銀行営業日以内であれば、原則、単独で譲渡記録を取り消すことができます(取消方法は、発生の場合と同様です)。



※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング

Ⅳ-7 発生した「でんさい」の取消方法

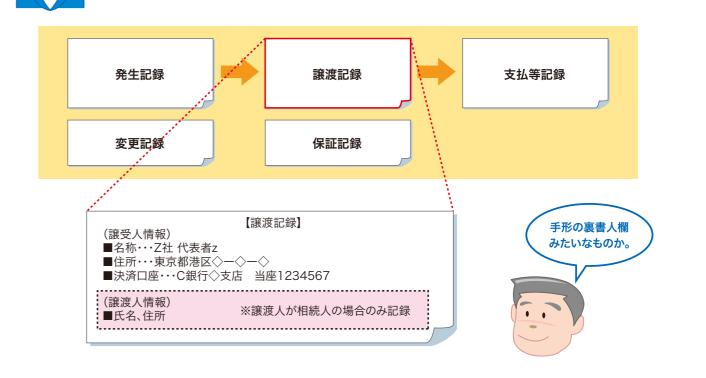
債務者請求方式(IV-1①)で発生した「でんさい」の場合、債権者は、発生日から起算して 5銀行営業日以内であれば、原則、単独で発生記録を取り消すことができます。 5銀行営業日経過後は、すべての利害関係者の承諾が必要です(IV-16②・③参照)。



※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング

Ⅳ-9 「譲渡記録」の記録事項

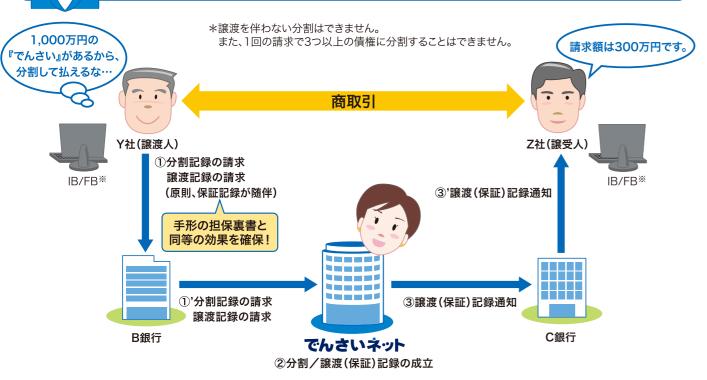
「譲渡記録」には、譲受人情報が記録されます。(債務者情報や債権者=譲渡人情報など、 発生記録に記録されている情報は、原則、譲渡記録には記録されません)



18

IV-10 「でんさい」の分割譲渡

必要な金額だけ分割して譲渡することができます。 手形にはない「でんさい」のメリットのひとつです。



※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング

IV-12 譲渡·分割·保証の回数制限

譲渡・分割・保証に回数制限はありません。

法律の規定

記録機関の判断で譲渡・分割・保証 に回数制限を設けることが可能。 ⇒利用者は、残りの記録可能回数

を確認する負担が生じます。

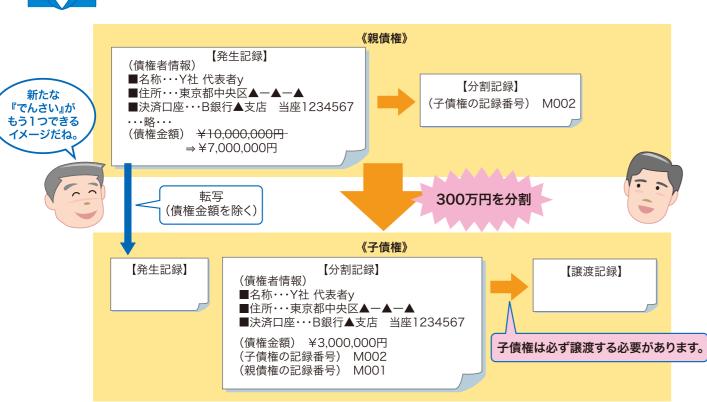
でんさいネットのルール

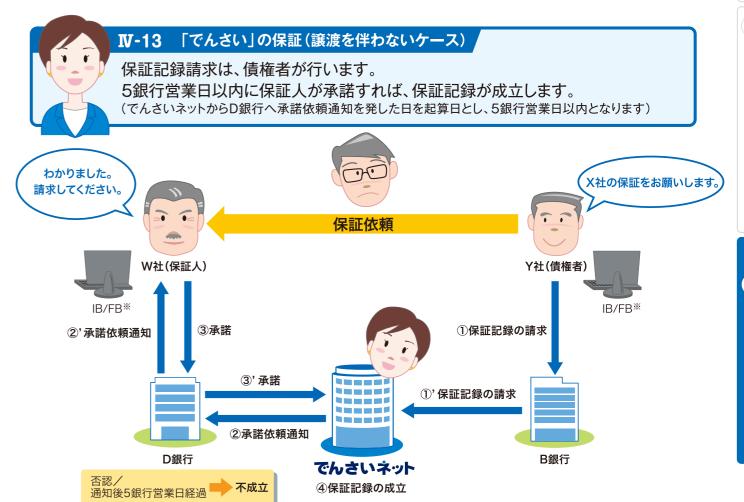
でんさいネットでは、利用者が残りの 記録可能回数を気にすることなく、 安心して受け取れるよう、譲渡・分割・ 保証に回数制限は設けていません。



「分割記録」の記録事項 IV-11

「親債権」には、分割後の債権金額と子債権の記録番号が新たに記録されます。 「子債権」には、発生記録のほか、債権者情報、債権金額、子債権の記録番号、親債権の 記録番号等が記録されます。

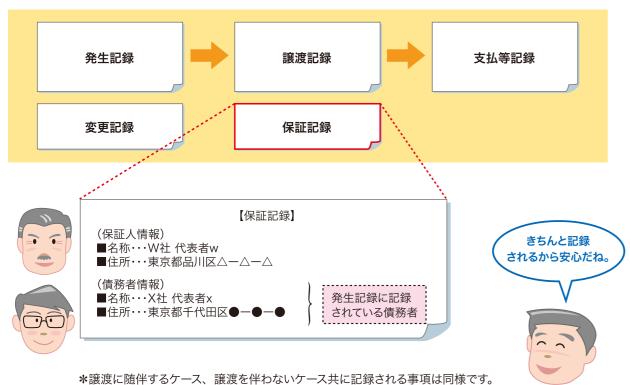




※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング

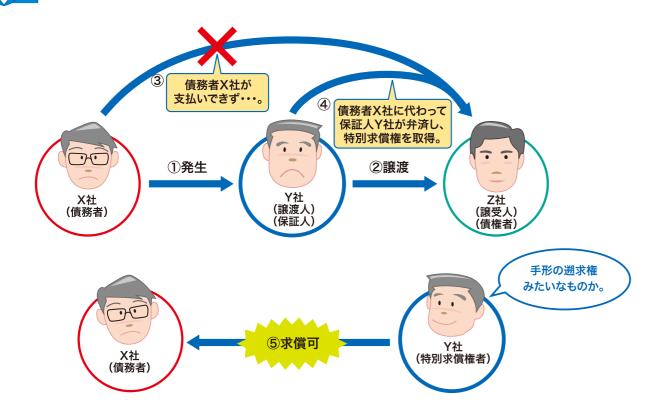
Ⅳ-14 「保証記録」の記録事項

「保証記録」には、保証人情報、債務者情報が記録されます。



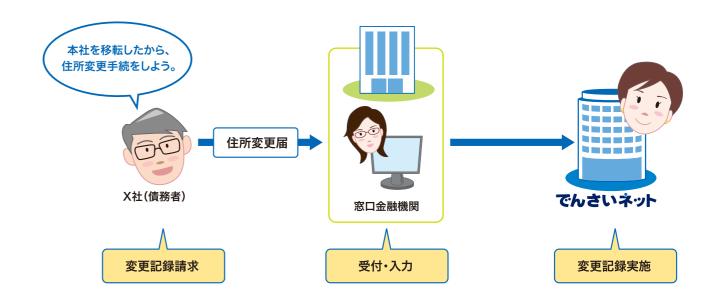
Ⅳ-15 「特別求償権」

特別求償権とは、電子記録保証人が、債務者に代わって弁済(支払い)した場合に取得する権利です。特別求償権者は、債務者や前の保証人に求償することができます。



IV-16 (1) 記録事項の変更(利用者属性情報の変更)

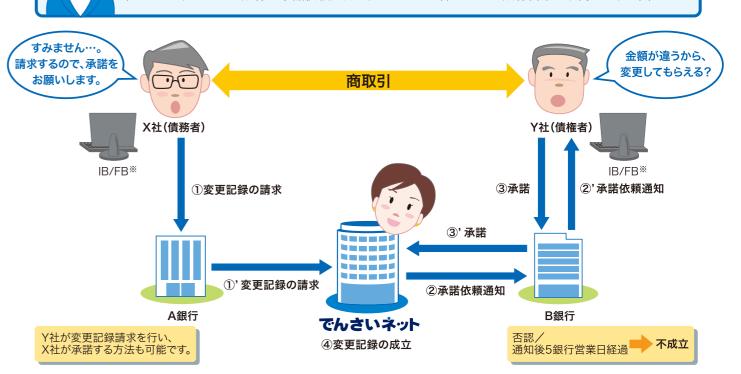
氏名/名称、住所、決済口座は、利用者が単独で変更することが可能です。



IV-16② 記録事項の変更(支払期日・債権金額等の変更) A:利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前)

一方が変更記録請求を行い、5銀行営業日以内に相手方の承諾を得ることにより変更することができます。

(でんさいネットからB銀行へ承諾依頼通知を発した日を起算日とし、5銀行営業日以内となります)



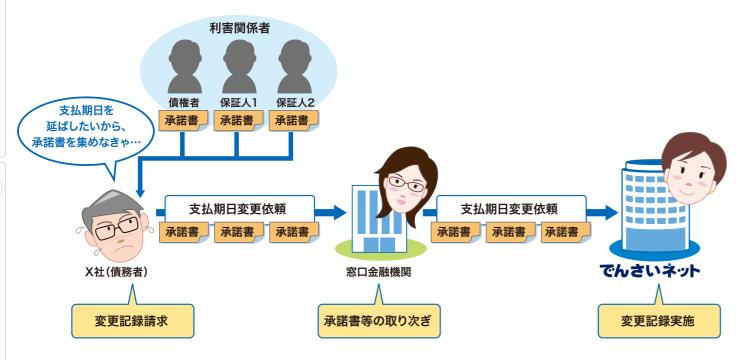
※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング

22

Ⅲ でんさいネットについて

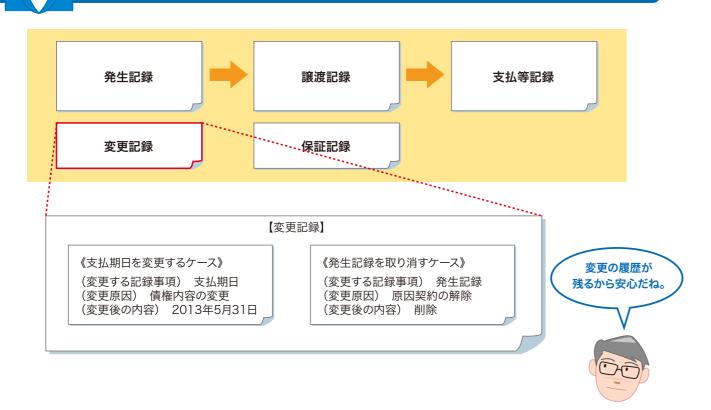
IV-16③ 記録事項の変更(支払期日・債権金額等の変更) B:利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後)

利害関係者全員の承諾書(書面)が必要です。



Ⅳ-17 「変更記録」の記録事項

「変更記録」には、変更する記録事項、変更原因、変更後の内容が記録されます。 なお、債権自体を取り消す場合も、記録上は削除する旨の変更記録が行われ、 取消履歴が残ります。

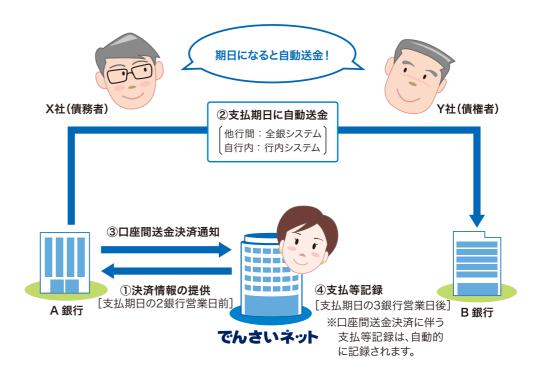




Ⅳ-18 「でんさい」の支払い

口座間送金決済による支払いが原則です。

支払期日になると自動的に送金されるため、振込手続、取立手続のような面倒な手続は一切不要です。



Ⅳ-19 決

Ⅳ-19 決済口座の種別

当座預金口座または普通預金口座が利用できます。 (ただし、金融機関によっては、当座預金口座に限定される場合もあります)

	1. 債務者として 「でんさい」を発生させる利用者	2. 債権者となるだけの利用者
決済口座	普通/当座 ※当座に限定する金融機関もあり。	普通/当座



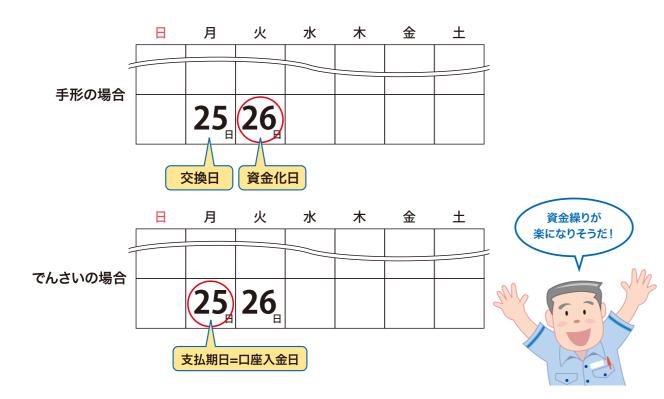
24

Ⅳ-20 決済資金はいつから利用できるのですか?

支払期日当日から資金を利用できます。

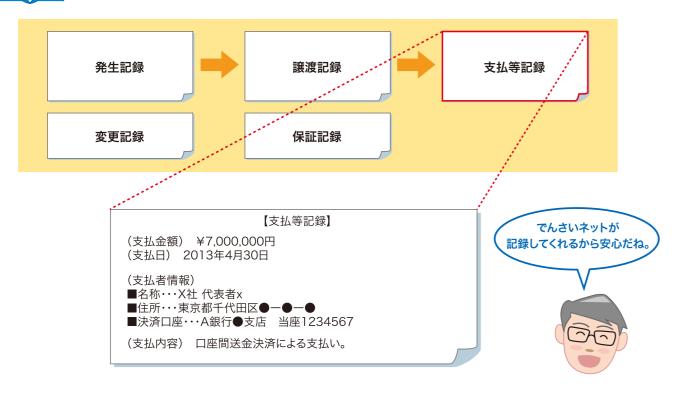
交換日に資金化されない手形と異なり、「でんさい」のメリットのひとつです。

※債権者口座への入金時刻は、債務者の資金準備状況等によって異なります。



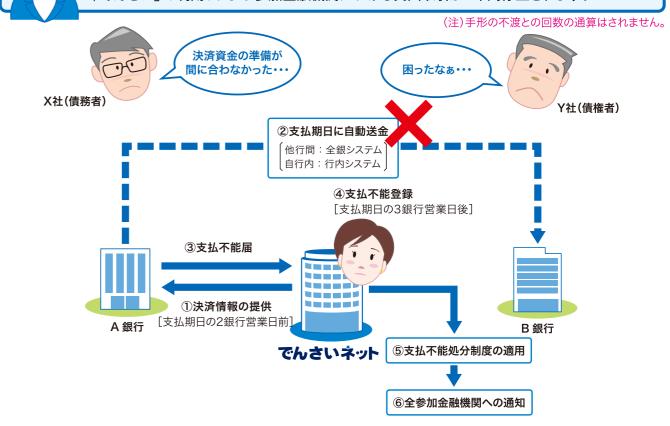
「支払等記録」の記録事項 **IV-21**

「支払等記録」には、支払金額、支払日、支払者情報、支払内容が記録されます。



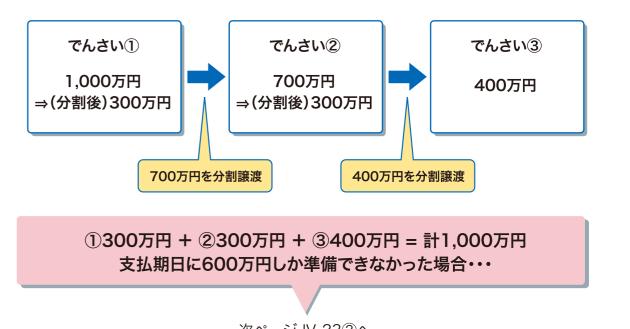
Ⅳ-22 支払期日に資金不足となった場合

債務者に対し、手形の取引停止処分と同等のペナルティが課せられます。 6か月以内に2回(注)支払不能が発生した債務者に対して、債務者としての 「でんさい」の利用、および参加金融機関における貸出取引が2年間停止されます。



Ⅳ-23(1) 分割した「でんさい」のうち、一部の「でんさい」のみが資金不足となった場合

手形と同様、資金の引落し手順は債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)の判断に委ねられます。 ※一債務者が発生させた複数の「でんさい」が、同日に支払期日を迎える場合も同様です。



次ページ IV-23②へ

Ⅳ-23② 分割した「でんさい」のうち、一部の「でんさい」のみが資金不足となった場合

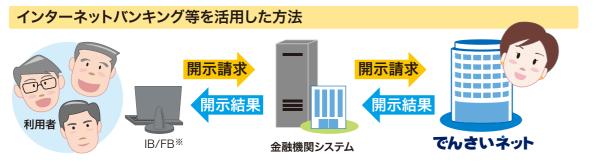
手形と同様、資金の引落し手順は債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)の判断に委ねられます。 ※一債務者が発生させた複数の「でんさい」が、同日に支払期日を迎える場合も同様です。

①と②を先に決済したケース ③を先に決済したケース でんさい② でんさい(1) でんさい3 でんさい① でんさい2 でんさい3 300万円 300万円 300万円 300万円 400万円 400万円

※ 同日に支払不能が2回発生しても、直ちに取引停止処分とはなりません。

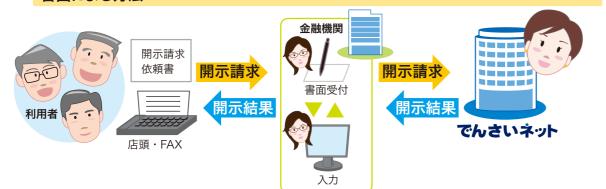
Ⅳ-24 「でんさい」の記録事項の確認

開示請求により債権内容を確認することができます。 開示の請求方法は、窓口金融機関によって異なります。



※ IB インターネットバンキング / FB ファームバンキング

書面による方法



Ⅳ-25 開示範囲(大事な取引内容を第三者に知られてしまう心配はないのですか?)

開示権限者はあらかじめ決められており、取引内容を第三者に知られてしまう心配はありません。 不動産登記や商業登記と異なり、開示権限者は利害関係者と金融機関のみです。 ※金融機関が開示できるのは、自行利用者分のみとなります。

	利害関係者 (債務者/最終債権者/保証人)
発生記録	0
分割記録	0
中間の譲渡記録	X
最新の譲渡記録	0
保証記録	0
支払等記録	0
変更記録	△*
差押え等の記録	0

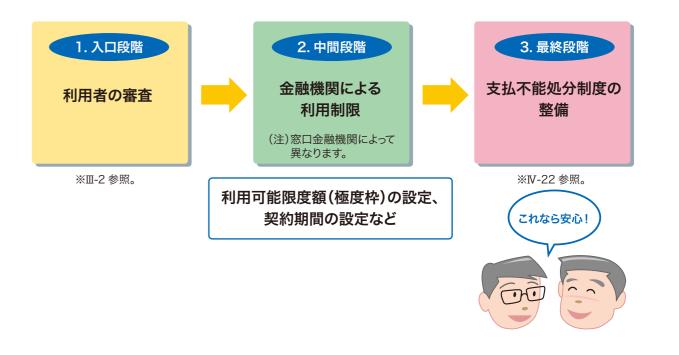
※中間の譲渡記録に関する変更記録はX。



誰でも開示できる わけじゃないなら、 心配いらないね。

Ⅳ-26 「でんさい」は安心して受け取ることができるのですか?

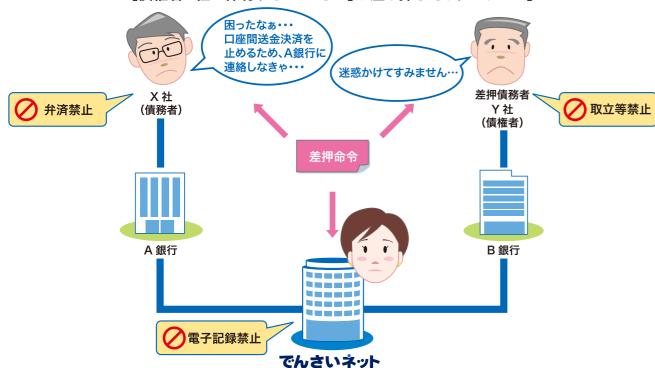
でんさいネットでは、3つの段階に応じた安全対策を講じています。



Ⅳ-27 「でんさい」に差押えがあった場合、どうなるのですか?

「差押命令」の送達後、電子記録、弁済(支払い)、取立等が禁止されます。

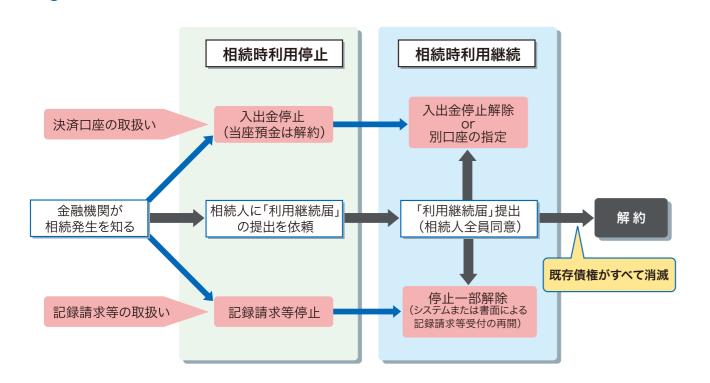
[債権者Y社の保有する「でんさい」が差し押さえられたケース]



Ⅳ-28 相続発生時の対応(個人事業主)

相続が発生した場合、決済口座の入出金と記録請求が停止されます。 「利用継続届」の提出後、相続人による限定的な継続利用※が可能です。

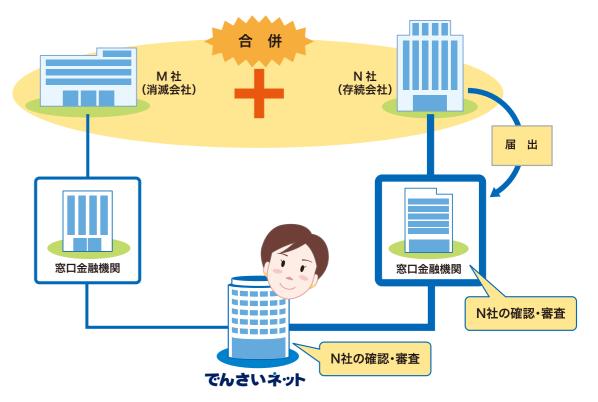
※新規発生記録など、債権債務の残高を増やす利用は不可。 譲渡人としての譲渡記録など、債権債務の残高を減らす利用は可。





IV-29 合併·会社分割時の対応(法人)

合併等が生じる場合は、でんさいネットへの届出が必要です。

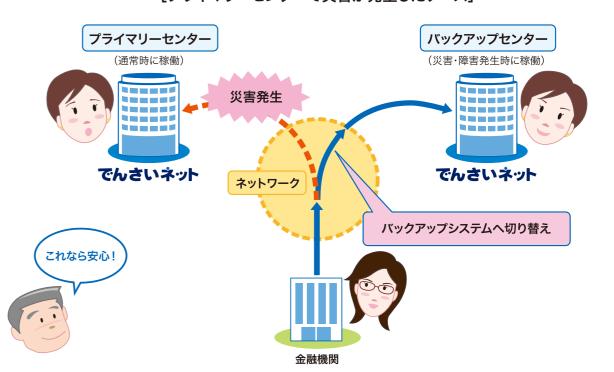




IV-30 災害·障害発生時の対応

災害等発生時は、バックアップシステムにより業務を継続します。

[プライマリーセンターで災害が発生したケース]

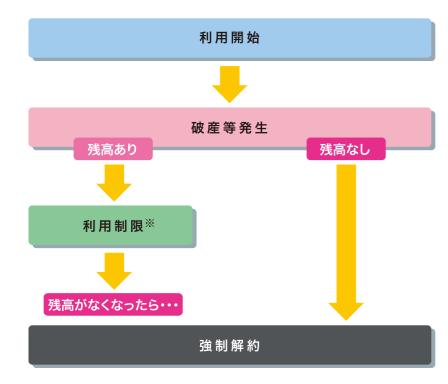


30

田でんさいネットについ

Ⅳ-31 利用開始後に利用者要件を満たさなくなった場合

利用開始後に破産等により利用者要件を満たさなくなった場合は、債権債務の残高がなくなった段階で強制解約されます。

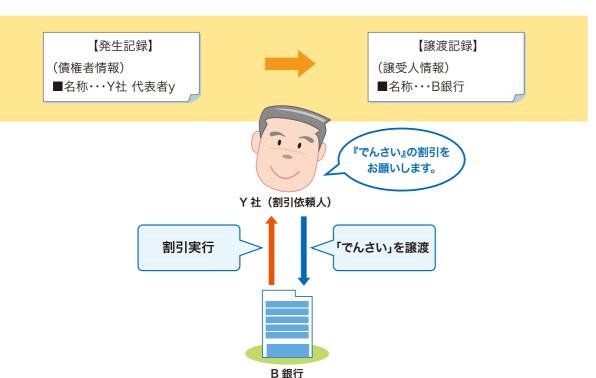


※新規発生記録など、債権債務の残高を増やす利用は不可。譲渡人としての譲渡記録など、債権債務の残高を減らす利用は可。



Ⅳ-32 「でんさい」の割引」

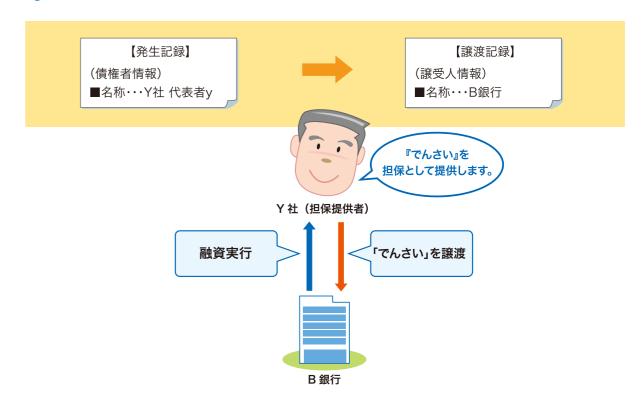
手形のように、金融機関に譲渡することで「でんさい」の割引を行うことができます。
(割引は金融機関が行う業務であり、取扱可否や審査基準等は金融機関によって異なります)





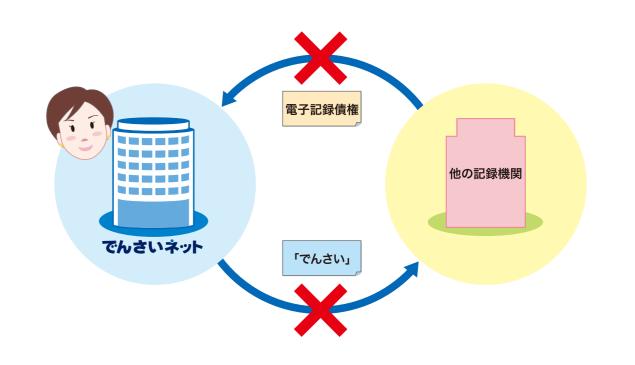
Ⅳ-33 「でんさい」の担保利用

商業手形担保のように、「でんさい」を担保として利用することができます。 (担保利用は金融機関が行う業務であり、取扱可否や方法等は金融機関によって異なります)



Ⅳ-34 他の記録機関との関係

他の記録機関で発生した電子記録債権は、でんさいネットで利用することはできません。 でんさいネットを利用するには、でんさいネットと利用契約を締結したうえで、 でんさいネットで新たに「でんさい」を発生させる必要があります。



「でんさいネットの仕組みと実務」の留意事項

	項目	留意事項	参照箇所
1)	間接アクセス方式	■記録請求等の手続は、すべて窓口金融機関を通じて行う。	II -2 II -4 等
2	利用料	■利用料は、窓口金融機関によって異なる。	Ⅲ-6
3	営業日・営業時間	■取扱時間は、窓口金融機関によって異なる。ただし、平日9時~15時 (コアタイム)は全参加金融機関で利用可能。 ■当日付の記録請求手続は15時まで。ただし、窓口金融機関によって受 付時間が制限される可能性がある(例えば14時半まで等)。	Ш-7
4	利用申込	■債務者だけでなく、取引先(債権者、譲受人、保証人)もでんさいネットの利用者となる必要がある。 ■利用者番号は、1利用者につき1つの番号が付番される(本支店とも同一番号)。ただし、指定する口座は、複数の金融機関で開設することができる(複数の金融機関で「でんさい」を利用する場合は、それぞれの金融機関に対し利用申込を行う)。 ■「でんさい」の利用にあたり、利用者間の契約締結は不要。	Ⅲ-3
(5)	取引開始準備	■債権者(譲受人)は、発生時(譲受時)に受取口座を決めておく必要がある。 ■発生や譲渡等の際に取引の相手方(債権者、譲受人等)を特定するため の情報として、事前に「利用者番号(9桁)」と「決済口座」を知らせておく 必要がある。	IV-1 IV-8等
6	発生	■債権金額の制限あり(1万円未満または100億円以上は不可。ただし、分割の結果、親債権が1万円未満となることは可)。 ※債権金額は1円単位で入力可能。 ■支払期日の制限あり(発生日から起算して7銀行営業日目まで、または発生日の1年後の応当日の翌日以降は不可)。 ■譲渡禁止特約の取扱い不可(ただし、譲渡先を参加金融機関に限定する旨の記録は可)。	IV-3
7	譲渡	 ■保有する「でんさい」を譲渡(分割譲渡)する場合は、その「でんさい」の受取口座がある窓口金融機関を通じて、譲渡記録請求を行う必要がある(発生時にB銀行の口座を受取口座とした債権者は、その「でんさい」を譲渡する場合はB銀行経由で譲渡手続を行う)。 ■譲渡には、原則保証が随伴する(手形の担保裏書と同等の効果を確保)。 ■債権者利用に限定する場合(債務者としては利用せず、債権者として「でんさい」を受け取ったり、譲渡人として譲渡するためだけに利用する場合)であっても、譲渡には原則として保証が随伴する。 ■債権者は、発生の単独取消可能期間内(発生日から起算して5銀行営業日以内)であっても、受け取った「でんさい」の内容を確認次第、その「でんさい」を譲渡することが可能(5銀行営業日を経過しないと譲渡できないわけではない)。 ■同一利用者でも、受取口座が異なればその間で譲渡可。 ■債務者に支払不能等が発生した場合、債権者は、すべての保証人に支払いを求めることができる(手形の遡求権と同様)。 ■債務者に代わって弁済し、特別求償権を取得した保証人は、自身より前のすべての保証人、単独保証を行っている保証人、債務者に対し求償することができる(手形の遡求権と同様)。 	IV-7 IV-8 IV-10 IV-15

	項目	留意事項	参照箇所
8	分割	■分割した「でんさい」(子債権)は、必ず譲渡する必要がある。 (親債権は保有のまま)	IV-10
9	変更・取消	 ■記録の変更・取消には、原則として利害関係者全員の承諾が必要(転々流通後の変更は手続が煩雑となるので、手形と同様、債務者は、細心の注意をもって発生手続を行うことが必要)。 ■発生日から起算して5銀行営業日を経過すると債権者単独での取消ができなくなる(債権者は、「でんさい」を受け取った場合は、その内容をなるべく早く確認する必要がある。また、「でんさい」を譲渡する場合は、その内容を十分に確認したうえで譲渡記録請求を行う)。 	IV-7 IV-16
10	支払い(決済)	■支払いは、口座間送金決済が原則。■債務者は、支払期日の口座間送金決済に間に合うよう、資金を準備する必要がある(具体的な時間は、窓口金融機関に確認)。■決済資金は、支払期日中に債権者口座に入金される(ただし、入金時間は、債務者の資金準備状況による。入金状況は、窓口金融機関に確認)。	IV-18 IV-20
11)	支払期日前後の 記録の制限	■支払期日前後の記録の制限あり(例えば、譲渡や分割は、支払期日の7 銀行営業日前までに行う必要あり)。 ※次ページ「支払期日前後の記録の制限」参照。	IV-3
12)	支払不能処分制度	■支払不能処分制度の適用あり(手形の不渡処分制度との連携はなし)。 ■同日に複数の「でんさい」が支払不能となった場合は、「支払不能1回」と してカウントされる。	IV-22 IV-23
13)	記録事項の確認	■「でんさい」の記録内容を確認できる者は、当該「でんさい」の利害関係者(債務者、債権者、保証人)と、当該「でんさい」の取扱いに関与している金融機関のみ。	IV-25
(14)	他の記録機関との関係	■他の記録機関との互換性はない。	IV-34
(15)	下請法上の取扱い	■「でんさい」は、手形と同様、下請法上の有効な支払手段として認められている。 ■ただし、新たな支払手段であるため、利用者間で合意のうえ手続を進めることが前提。	
16)	社債的利用の禁止	■資金調達等の目的で多数の者に対して「でんさい」を発生させるなど、 社債のように「でんさい」を利用することはできない。	

34

支払期日前後の記録の制限

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)						決済情報提供日		口座間送金決済実施日			支払等記録日
各種記録請求と制限 (○: 記録請求可能) (△: 条件付で記録請求可能) (一: 記録請求不可)	7銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	2銀行営業日前	1銀行営業日前	支払期日	1銀行営業日後	2銀行営業日後	3銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者:債務者、債権者) IV-1①、IV-1②	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
2. 譲渡記録請求 (請求者:債権者) IV-8		_	_	_	_	_	_	_	_	_	(注 5)
3. 分割記録請求 (請求者:債権者) IV-10		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者:債権者) IV-13	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	<u>△</u> (注 5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	_	<u>△</u> (注 6)	<u>△</u> (注 6)	<u>△</u> (注 6)	0
(請求者:支払者)		_	_	_	_	_	_	<u>△</u> (注 6)	<u>△</u> (注 6)	△(注6)	
6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2)) IV-16①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△(注7)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者:債務者、債権者) IV-16②	0				_	_	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	_
②利害関係者が 3 名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注 2)) IV-16③	0		0	0	0	_	_	_	_	_	_

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- (注2)「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
- (注3)「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、 「発生記録の取消」の4項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可。 (ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)
- (注7) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。



37

36